

大型鯨類を対象とした商業捕鯨のための捕獲枠の設定について（仮訳）

1. 捕獲枠の設定は、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的な利用を確保するため、以下のプロセスを経て行いました。
  - (1) 我が国の科学者が、それぞれの捕獲対象種（イワシクジラ、ニタリクジラ及びミンククジラ）について、IWCが開発したRMPに沿って捕獲可能量を計算。
  - (2) 独立外国科学者（レビューパネル）が、我が国科学者による捕獲可能量の計算方法、計算結果及び使用したデータをレビュー。
  - (3) 水産庁が、レビューパネルからの報告及びそれに対する我が国科学者の見解を考慮して捕獲可能量を確定。
  - (4) 水産庁が、当該捕獲可能量から、鯨類科学調査による捕獲数（令和元年のみ）、定置網による混獲数（過去5年間平均）及び水産庁留保分<sup>1</sup>を差し引いて、捕獲枠を設定（<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html>）。
2. 我が国の科学者による捕獲可能量の計算に関する詳細は、「別紙1：IWCの改訂管理方式（RMP）に沿って計算された北西太平洋イワシクジラ、ニタリクジラ及びミンククジラの捕獲可能量」のとおりです。
3. 我が国科学者による捕獲可能量の計算方法・結果に対する外国科学者によるレビューの結果は、「別紙2：日本の科学者から提出された日本の商業捕鯨のための捕獲可能量にかかる提案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書」のとおりです。
4. レビューパネルからの報告に対する我が国科学者の見解は、「別紙3：「日本の科学者から提出された日本の商業捕鯨のための捕獲可能量にかかる提案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書」に対するコメント」のとおりです。この別紙3で述べているとおり、我が国科学者は、外国科学者によるレビューの結果は、総じて公平かつバランスが取れたものであると考えています。

---

<sup>1</sup> 水産庁が捕獲枠を設定する際、漁期中に漁業種類間での捕獲枠の融通や操業時期の調整を円滑に行うことを目的として、捕獲可能量の範囲内で留保するもの。

5. 水産庁としては、別紙3で示されているとおり、外国科学者による勧告の一部については、可能性の低い仮説や前提に基づいたものであると考えています。しかしながら、予防的措置として、外国科学者からのこうした勧告を採用することとしました。我が国は、今回示された関連する技術的勧告を考慮しつつ、引き続き調査研究を推進し、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用を一層図っていきます。